

# 益田市職員措置請求に関する監査結果

## (市税の不納欠損（時効消滅）の件)

### 第1 監査の請求

1 請求人の住所・氏名  
省略

2 請求の提出日（郵送による受付）  
令和元年9月26日

### 第2 請求の内容

請求人提出の職員措置請求書(住民監査請求書)の内容は、次のとおり解する。

#### 1 請求の要旨

市長は、職務専念義務、税徴収義務がありながら、職務怠慢、懈怠、職務不履行等による重大な過失により、市県民税、軽自動車税、固定資産税等の徴収を怠り、平成25年度分から平成28年度分、合計117,366,585円を不納欠損し、益田市に損害を被らせた。これは、履行補助者として徴収義務を履行させる義務があるのに何ら履行せず、市に財産管理を怠り損害を被らせた。

よって、市長に対して、その金額について賠償義務を有するので、必要な措置を請求する。

#### 2 請求の理由

市長は、市税の徴収に対して、履行補助者として徴収義務を履行させる義務があるのに何ら履行せず、そのため益田市に損害を被らせたため、不納欠損処分としたその額の賠償義務を有するので、必要な措置を請求する。

#### 3 請求する措置

市長は、平成25年度分から平成28年度分の不納欠損処分を行った金額合計117,366,585円の賠償義務を有するので、必要な措置を請求する。

### 第3 請求の受理

令和元年9月26日付けで提出された職員措置請求書(住民監査請求書)(以下「本件措置請求書」という。)については、監査委員会議において審査した結果、

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第242条第1項及び第2項に規定する要件を満たしているとして、令和元年9月26日付けでこれを受理した。

また、自治法第242条第1項において、住民監査請求に際して添付しなければならないこととされている事実を証する書面として、請求人から下記の書面が提出された。

- ・添付書類 平成28年度一般会計特別会計歳入歳出決算書（写し）
- ・添付書類 平成27年度一般会計特別会計歳入歳出決算書（写し）
- ・添付書類 平成26年度一般会計特別会計歳入歳出決算書（写し）
- ・添付書類 平成25年度一般会計特別会計歳入歳出決算書（写し）
- ・添付書類 歴代市長一覧表

#### 第4 監査の実施

本件監査請求に係る監査は、下記のとおり実施した。

##### 1 監査の対象部署

総務部税務課

##### 2 監査の実施方法

関係職員からの陳述の聴取等

自治法第242条第7項に規定する関係職員からの陳述の聴取を令和元年10月28日に実施したところ、総務部税務課長、同主査、同主幹が出席し、陳述の聴取を行った。

##### 3 監査対象

本件請求においては、次のことを監査対象事項とした。

市県民税、軽自動車税、固定資産税が不納欠損（時効消滅）となったことは、職務専念義務、税徴収義務がありながら、職務怠慢、懈怠、職務不履行等による重大な過失によるものかどうか、それによる市が被った損害の有無、市長への損害賠償義務について

#### 第5 監査の結果

本件請求について、自治法第242条第8項の規定により監査委員会議において協議した結果、下記のとおり結論を得た。

##### 1 主文

本件請求を棄却する。

##### 2 認定事実

監査対象に係る事実について、請求人からの本件措置請求書、請求人からの

提出された証拠、関係職員からの陳述、監査委員による調査に基づき、下記のとおり確認した。

地方税法第18条第1項の規定により、租税（市県民税、軽自動車税、固定資産税）の徴収権は、原則として法定納期限から5年間行使しないことによつて時効により消滅する。また、同条第2項の規定により、納税義務者の時効の援用を必要とせず、またその利益を放棄することもできないので、債務追認をすることができない。

### 3 監査委員の判断

監査により確認された事実関係に基づき、本件措置請求書に対して次のように判断する。

市県民税、軽自動車税、固定資産税が時効により消滅したことが、職務怠慢、懈怠、職務不履行等による重大な過失によるものかどうか、それによる市が被った損害の有無、市長への損害賠償義務について

本監査対象事項について、督促書、催告書、公示送達、市外実態（照会）調査、給与・預貯金等調査、差押え関係等の関係書類の提出を求め、関係職員の事情聴取を行い、監査を実施した結果、時効消滅となった金額は、請求人の提出資料のとおり、平成26年度分27,191,630円、平成27年度分18,247,347円、平成28年度分29,113,549円、合計74,552,526円であった。なお、請求人の言う平成25年度分42,814,059円については、保存期間満了により、廃棄処分しているため、詳細は不明である。

税務課における市税徴収は、納期限内に納入がないものについては、法に基づく督促を始め、文書や臨戸による催告を実施し納入を促している。それでも納入がない場合は、預貯金等を含む財産の調査、差押え、公売等を適宜実施した後、死亡、倒産による滞納処分できるものがない場合や生活困窮、経営困窮による支払い能力の乏しい場合、また行方不明、財産の所在不明の場合等においては、地方税法第15条の7第4項、同条第5項、第18条の規定に基づき、消滅した徴収金を不納欠損としている。

また、市長においては、自治法第148条及び第149条に基づき、必要な予算措置や人員の配置を通じて市を統括、代表してその事務を管理、執行する管理監督者の責任は果たしている。よつて、職員に対する指導・監督を懈怠していたという事実は確認することはできないので、市長の執務執行について重大な過失の存在は認められない。

よつて、請求人の主張については理由がないものと判断する。

#### 4 結論

以上のことから、本件において、請求人が求める措置の必要を認めない。  
よって、主文のとおり決定する。

#### 【監査結果に付する意見】

本件請求に対する監査結果は、前述のとおりであるが、限られた人員で収納業務を行わなければならない中、住民に対しては公平・公正に適切な処理を行うよう、法令等を遵守し、今後も業務を遂行していただきたい。

また、リスク管理機能を充実させ、引き続き、収納に向けた取組を積極的に進めることを付言する。